

# 公衆栄養学

— 栄養政策，地域栄養活動の理論と展開 —

## 追補・訂正表

### 変更点（下線部）

	2014年12月時点	2017年12月末時点
p.104	国レベルの行政における主要な公衆栄養関連の活動体制（保険・医療・福祉分野） ①	本追補 p.4 に差し替え
p.105	(2014年12月現在)	(2017年12月末現在)
主な事業・計画	人口動態調査，国民生活基礎調査など	人口動態調査，国民生活基礎調査，患者調査など
	第2次食育推進基本計画の推進	第3次食育推進基本計画の推進
主な具体的な事業概要	中央労働災害防止協会との連携によるTHPの推進	職場の健康診断，健康管理の指導・運営 中央労働災害防止協会との連携によるTHPの推進
p.106 内閣府	<u>食育推進会議</u> <u>食育推進室</u> <u>食育基本法</u>	削除
消費者庁	<u>消費者庁</u> — <u>食品表示対策室</u> 酒税法	<u>消費者庁</u> — <u>表示対策課</u> 削除
文部科学省	<u>初等中等教育局</u> <u>学校健康教育課</u> <u>スポーツ・青年局</u>	<u>初等中等教育局</u> <u>健康教育・食育課</u>
農林水産省	<u>食料安全保障課</u> <u>消費・安全政策課</u> <u>表示・規格課</u> <u>食品表示・規格監視室</u> <u>消費者情報官</u>	<u>政策課</u> ， <u>食料安全保障室</u> <u>食品安全政策課</u> <u>消費者行政・食育課</u> <u>食育基本法</u> <u>消費者行政課</u> <u>食品表示・規格監視室</u> 削除
注)	*1 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	*1 農林物資の規格化等に関する法律

	2014年12月時点	2017年12月末時点
p.107	(2014年12月現在)	(2017年12月末現在)
内閣府	評価結果に基づく各省庁大臣への政策勧告 <u>第2次食育推進基本計画の推進</u> 食育施策の計画と推進, 調査研究, 食育白書の作成 <u>消, 文, 厚, 農, 地方農政局</u>	評価結果(新開発食品, 特定保健用食品等)に基づく各省庁大臣への政策勧告 削除
	省庁への措置要求	省庁への措置・資料要求
総務省	<u>統計調査の審査・指定・承認・実施</u> 人口動態調査などの指定, 国民健康・栄養調査などの承認, 家計調査の実施	<u>統計調査(基幹統計, 一般統計)の審査・承認・実施, 都道府県等調査届出受理</u> 人口動態調査, 国民健康・栄養調査などの審査・承認, 家計調査の実施
文部科学省	<u>内, 厚, 農</u>	<u>厚, 農</u>
農林水産省	<u>食料・農業農村基本計画の推進</u> <u>第2次食育推進計画の推進</u> <u>内, 文, 厚</u>	<u>食料・農業農村基本計画の推進</u> <u>第3次食育推進計画の推進</u> <u>文, 厚, 外</u>
	消費者意向の把握など <u>消, 外, 厚</u>	食品の危害要因調査など <u>内, 消, 外, 厚</u>
	品質表示の設定, <u>第2次食育推進基本計画の推進</u> <u>内, 文, 厚</u>	飲食物品以外の品質表示の設定, <u>第3次食育推進基本計画の推進</u> <u>内, 消, 文, 厚</u>
p.183 11~12行目	新法に移行する。施行は2年以内に政令で定める日〔2015(平成27)年6月まで〕であり,	新法に移行した。施行は2015(平成27)年4月1日であった。
p.186 15行目	第2次の食育推進基本計画が実施されているが,	第3次の食育推進基本計画が実施されているが,
p.196 18~19行目	第2次は平成23年度から27年度の5年間推進される。	第2次は平成23年度から27年度まで, 第3次は平成28年度から32年度の5年間推進される。
下から16行目	◆2 第2次食育推進基本計画	◆2 第3次食育推進基本計画
p.196 下から11~8行目	重点課題として次の3点が掲げられた。 ①生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進 ②生活習慣病の予防および改善につながる食育の推進 ③家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進	重点課題として次の5点が掲げられた。 ①若い世代を中心とした食育の推進 ②多様な暮らしに対応した食育の推進 ③健康寿命の延伸につながる食育の推進 ④食の循環や環境を意識した食育の推進 ⑤食文化の継承に向けた食育の推進

	2014年12月時点	2017年12月末時点	
p.197 表 8.11 タイトル	第2次食育推進基本計画の概要（平成23年度から27年度までの5年間）	第3次食育推進基本計画の概要（平成28年度から32年度までの5年間）	
第2 食育の推進の 目標に関する事項	第2 1～15として下記に差し替え		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>第2 食育の推進の目標に関する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食育に関心を持っている国民を増やす</li> <li>2. 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす</li> <li>3. 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす</li> <li>4. 朝食を欠食する国民を減らす</li> <li>5. 中学校における学校給食の実施率を上げる</li> <li>6. 学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす</li> <li>7. 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす</li> <li>8. 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす</li> <li>9. ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす</li> <li>10. 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす</li> <li>11. 農林漁業体験を経験した国民を増やす</li> <li>12. 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす</li> <li>13. 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす</li> <li>14. 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす</li> <li>15. 推進計画を作成・実施している市町村を増やす</li> </ol> </td> </tr> </tbody> </table>		第2 食育の推進の目標に関する事項
第2 食育の推進の目標に関する事項			
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食育に関心を持っている国民を増やす</li> <li>2. 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす</li> <li>3. 地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす</li> <li>4. 朝食を欠食する国民を減らす</li> <li>5. 中学校における学校給食の実施率を上げる</li> <li>6. 学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす</li> <li>7. 栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす</li> <li>8. 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす</li> <li>9. ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす</li> <li>10. 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす</li> <li>11. 農林漁業体験を経験した国民を増やす</li> <li>12. 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす</li> <li>13. 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす</li> <li>14. 食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす</li> <li>15. 推進計画を作成・実施している市町村を増やす</li> </ol>			
資料)	内閣府:第2次食育推進基本計画(2011)	内閣府:第3次食育推進基本計画(2016)	
p.198 図 8.13	第2次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値	第3次食育推進基本計画における食育の推進に当たっての目標値と現状値 本追補 p.5 に差し替え	
p.204 下から 11 行目	3省合同で2000(平成12)年に現行の食生活指針が策定された。	3省合同で2000(平成12)年に現行の食生活指針が策定、2016(平成28)年に一部改正された。	
p.206 表 8.14 食生活指針		本追補 p.6 に差し替え	
p.214 上から 2 行目及び脇注	健康増進法第 30 条の 2	健康増進法第 16 条の 2	

国レベルの行政における主要な公衆栄養に係る関連分野組織（保健・医療・福祉分野）①

		国	
組織体制		関係する主な法律	
厚生労働省	大臣官房	厚生科学課 人口動態・保健社会統計室 世帯統計室等	補助金適正化法*1 統計法
	医政局	地域医療計画課	医療法
	健康局	健康課	健康増進法 食育基本法 栄養士法, 調理師法 地域保健法
	医薬・生活衛生局	食品基準審査課 食品監視安全課 輸入食品安全対策室 検疫所業務管理室	食品衛生法, 食品安全基本法, 医薬品医療機器等法*2 (旧薬事法)
	子ども家庭局	母子保健課 保育課 子育て支援課	児童福祉法 (含: 施設運営基準*3) 母子保健法 次世代育成支援対策推進法 食育基本法
	社会・援護局 障害保健福祉部	障害福祉課	障害者総合支援法*4, 身体障害者福祉法 (含: 施設運営基準*5)
	老健局	振興課 老人保健課	老人福祉法 (含: 施設運営基準*6) 介護保険法
	保険局	保険課 医療課	健康保険法, 国民健康保険法 高齢者医療確保法*7
	労働基準局安全衛生部	産業保健支援室	労働安全衛生法
	国立研究開発法人医療基盤・健康・栄養研究所	栄養疫学等 5 研究部門	健康増進法, 食育基本法 など
地方厚生局 (8局)	健康福祉部	栄養士法	
検疫所 (13 検疫所)	食品衛生課・衛生課	食品衛生法	
国立保健医療科学院	7 研究部門	健康増進法, 地域保健法 など	

注) \*1補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律, \*2医薬品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律, \*3児童福祉施設の設備及び運営に関する基準, \*4障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律, \*5障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員, 設備及び運営に関する基準, \*6老人保健施設の場合は介護老人保健施設の人員, 施設及び設備並びに運営に関する基準, 特別養護老人ホームの場合は指定介護老人福祉施設の人員, 設備及び運営に関する基準, \*7高齢者の医療の確保に関する法律

目標			
	具体的な目標値	現状値 (27年度)	目標値 (32年度)
1	食育に関心を持っている国民を増やす		
	①食育に関心を持っている国民の割合	75.0%	90%以上
2	朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数を増やす		
	②朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数	週 9.7 回	週 11 回以上
3	地域等で共食したいと思う人が共食する割合を増やす		
	③地域等で共食したいと思う人が共食する割合	64.6%	70%以上
4	朝食を欠食する国民を減らす		
	④朝食を欠食する子供の割合	4.4%	0%
	⑤朝食を欠食する若い世代の割合	24.7%	15%以下
5	中学校における学校給食の実施率を上げる		
	⑥中学校における学校給食実施率	87.5%*	90%以上
6	学校給食における地場産物等を使用する割合を増やす		
	⑦学校給食における地場産物を使用する割合	26.9%*	30%以上
	⑧学校給食における国産食材を使用する割合	77.3%*	80%以上
7	栄養バランスに配慮した食生活を実践する国民を増やす		
	⑨主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合	57.7%	70%以上
	⑩主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	43.2%	55%以上
8	生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民を増やす		
	⑪生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合	69.4%	75%以上
	⑫食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業の登録数	67社*	100社以上
9	ゆっくりよく噛んで食べる国民を増やす		
	⑬ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合	49.2%	55%以上
10	食育の推進に関わるボランティアの数を増やす		
	⑭食育の推進に関わるボランティア団体等において活動している国民の数	34.4万人*	37万人以上
11	農林漁業体験を経験した国民を増やす		
	⑮農林漁業体験を経験した国民（世帯）の割合	36.2%	40%以上
12	食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民を増やす		
	⑯食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合	67.4%*	80%以上
13	地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民を増やす		
	⑰地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合	41.6%	50%以上
	⑱地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承している若い世代の割合	49.3%	60%以上
14	食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民を増やす		
	⑲食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合	72.0%	80%以上
	⑳食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する若い世代の割合	56.8%	65%以上
15	推進計画を作成・実施している市町村を増やす		
	㉑推進計画を作成・実施している市町村の割合	76.7%	100%

図 8.13 第3次食育推進基本計画 目標

\* 現状値は平成26年度

資料) 内閣府：第3次食育推進基本計画（2016）

表 8.14 食生活指針

1. **食事を楽しみましょう。**
  - ・毎日の食事で、健康寿命をのばしましょう。
  - ・おいしい食事を、味わいながらゆっくりよく噛んで食べましょう。
  - ・家族の団らんや人との交流を大切に、また、食事づくりに参加しましょう。
2. **1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを**
  - ・朝食で、いきいきした1日を始めましょう。
  - ・夜食や間食はとりすぎないようにしましょう。
  - ・飲酒はほどほどにしましょう。
3. **適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を。**
  - ・普段から体重を量り、食事量に気をつけましょう。
  - ・普段から意識して身体を動かすようにしましょう。
  - ・無理な減量はやめましょう。
  - ・特に若年女性のやせ、高齢者の低栄養にも気をつけましょう。
4. **主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。**
  - ・多様な食品を組み合わせてみましょう。
  - ・調理方法が偏らないようにしましょう。
  - ・手作りとお食や加工食品・調理食品を上手に組み合わせましょう。
5. **ごはんなどの穀類をしっかりと。**
  - ・穀類を毎食とって、糖質からのエネルギー摂取を適正に保ちましょう。
  - ・日本の気候・風土に適している米などの穀類を利用しましょう。
6. **野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせせて。**
  - ・たっぷり野菜と毎日の果物で、ビタミン、ミネラル、食物繊維をとりましょう。
  - ・牛乳・乳製品、緑黄色野菜、豆類、小魚などで、カルシウムを十分にとりましょう。
7. **食塩は控えめに、脂肪は質と量を考えて。**
  - ・食塩の多い食品や料理を控えめにしましょう。食塩摂取量の目標値は、男性で1日8g未満、女性で7g未満とされています。
  - ・動物、植物、魚由来の脂肪をバランスよくとりましょう。
  - ・栄養成分表示を見て、食品や外食を選ぶ習慣を身につけましょう。
8. **日本の食文化や地域の産物を活かし、郷土の味の継承を。**
  - ・「和食」をはじめとした日本の食文化を大切にして、日々の食生活に活かしましょう。
  - ・地域の産物や旬の素材を使うとともに、行事食を取り入れながら、自然の恵みや四季の変化を楽しみましょう。
  - ・食材に関する知識や調理技術を身につけましょう。
  - ・地域や家庭で受け継がれてきた料理や作法を伝えていきましょう。
9. **食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。**
  - ・まだ食べられるのに廃棄されている食品ロスを減らしましょう。
  - ・調理や保存を上手にして、食べ残しのない適量を心がけましょう。
  - ・賞味期限や消費期限を考えて利用しましょう。
10. **「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみよう。**
  - ・子供のころから、食生活を大切にしましょう。
  - ・家庭や学校、地域で、食品の安全性を含めた「食」に関する知識や理解を深め、望ましい習慣を身につけましょう。
  - ・家族や仲間と、食生活を考えたり、話し合ったりしてみよう。
  - ・自分たちの健康目標をつくり、よりよい食生活を目指しましょう

資料) 文部省, 厚生省, 農林水産省: 食生活指針 (2000), 2016年一部改正

本書中、下線部分に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

	<b>誤</b>	<b>正</b>
p.20 下から9行目及び脇注見出し	栄養の二重苦	栄養失調の二重苦
p.109 表 5.1 1884 (明治 17) の出来事	白米から <u>米麦の混合食</u> へ	白米からパン食へ
1886 (明治 19) の出来事	森林太郎「日本兵食論大意」著__	森林太郎「日本兵食論大意」著、主食を白米から <u>麦混合食</u> へ
1914 (大正 3) の出来事	、 <u>栄養学校</u>	「 <u>、栄養学校</u> 」を削除
1920 (大正 9) と 1936 (昭和 11) の間		1924 (大正 13) の出来事に、「佐伯矩が私立の <u>栄養学校</u> (佐伯栄養専門学校) を設立」を追加
p.168 表 8.2		「保健所設置市・特別区 (保健所含む)」 「市町村」欄の「5 社会環境の整備の促進」のうち、「●特定給食施設への指導・支援・評価」及び「●飲食店によるヘルシーメニューの提供などの促進」の業務を、市町村は行わない。
p.172 表 8.3 保健所	●母子保健： <u>養育医療</u> 、 <u>障害児療育指導</u> 、～	●母子保健の業務から「 <u>養育医療</u> 」を削除
p.182 図 8.8 主な実施内容	<u>内科診療</u> <u>歯科診療</u>	<u>内科診察</u> <u>歯科診察</u>
健康診査の主な目的	乳児健診の主な目的 ・問診・ <u>診察</u> 、 <u>尿検査</u> 、 <u>血液検査</u> など	乳児健診の主な目的 ・問診・ <u>診察</u> など
p.220 図 8.25 の資料)	厚生労働省： <u>日本の長寿を支える「健康な食事」</u> のあり方に関する検討会報告書	厚生労働省：日本人の長寿を支える「健康な食事」のあり方に関する検討会報告書
p.221 表 8.18 の資料)		
図 8.26 の資料)		

訂正・正誤等の追加情報につきましては、弊社ホームページ内にてご覧いただけます

<http://www.daiichi-shuppan.co.jp>

(2019.2 1315-9)

